

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
GV-Z001013B	
防衛大臣承認 年月日	
使用済車両売払い	平成30年 6月13日
作成	平成31年 3月22日
変更	平成31年 3月22日
作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済車両（以下“車両”という。）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

使用済車両

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

リサイクル料金の構成要素を含んだものをいう。

1.3 売払い

売払い車両及び売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

c) 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号
(44.10.1)]

2 売払いに関する要求

2.1 一般的な要求事項

- 契約の相手方は、“使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下，“法律”という。）に基づき実施するものとする。
- 契約の相手方は、法律に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに下

請負承認申請書を提出し、承認を受けた者とする。

2.2 引渡し

契約の相手方は、引渡し場所から解体・処分場まで搬送し、処分を行うものとする。また、引渡しを受けた場合、受領書を提出するものとする。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、車両に添付された自動車リサイクル券について、法律に基づき、使用済自動車として手続きを行うものとする。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、引渡しを受けた車両を部品とする以外は転売してはならない。また、外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームは、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した際には損害賠償を請求する。

2.5 引渡車両の解体・処分

契約の相手方は、引渡車両の解体・処分にあたっては、必要に応じ官側の立ち合いを受ける。

2.6 処理要領

契約の相手方は、2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法律に示す基準に従ったプレス、せん断処理又は電炉等における溶解まで実施する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1-提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	注記
1	受領書	1部	a)	売払い品の引渡し時	様式は、GLT-CG-Z000001の図8による。
2	下請負承認申請書 ^{b)}			入札開始前までに。	陸幕会第317号(27.3.5)別冊第1「入札及び契約心得」別紙様式16-1 都道府県知事の許可証を添付
3	作業工程表			契約書締結までに。	—
4 ^{c)}	解体及び破碎(又は溶解)時の工程写真			作業完了後15日以内	—
5 ^{c)}	解体証明書				様式は、図1による。
6 ^{c)}	破碎(又は溶解)証明書				様式は、図2による。

^{a)} 提出先は、調達要領指定書によって指定する。

^{b)} 契約の相手方がフロン回収、解体、破碎の全てを実施する場合を除く。

^{c)} 2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームだけ。

4.2 安全管理

売払い処分における作業は、安全管理に万全を期するものとする。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T-C G-Z 0 0 0 0 1の8.3による。

年 月 日

解 体 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 解 体 実 施 日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 立 会 者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付

図1-解体証明書の様式

年 月 日

破 碎（溶 解）証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇
代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎（溶解）処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 溶解実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 溶解実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4 の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付

図2-破碎（溶解）証明書の様式

調達要領指定書	発 簡 番 号	売 扱 要 求 番 号 第 1 1 号
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和 3 年 9 月 27 日
	作 成 部 課	湯布院駐屯地業務隊補給科
	作 成 年 月	令和 3 年 9 月 27 日
品 名	使用済車両売払い	
仕 様 書 番 号	GV-Z 001013B	

指定事項

1 売 扱 い

1.1 売 扱 い 車両

番号	品 目	型 式	単位	数量	備 考
1	2 / 1 t トラック	三菱V16BBRSFA	台	14	
2	1 1 / 2 t トラック	トヨタBXD30	台	1	
3	73式中型トラック	トヨタBXD30	台	4	
3	1 1 / 2 t 救急車	トヨタWB503	台	1	

1.2 現 地 (物) 確 認 及 び 引 渡 日

現地 (物) 確認は、公告掲載期間の平日 0830 から 1700 までの間とし、2日前までに契約担当官へ通知するものとする。

引渡日は代金納入後 5 日以内 (引渡期限 令和 3 年 12 月 17 日)

2 提 出 書 類

表 1 に示す書類及び使用済自動車引取証明書を提出する。

提出先は、湯布院駐屯地業務隊補給班とする。